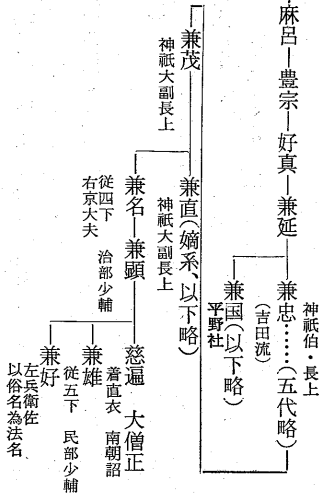


兼好の関東下向について

第一章 兼好と東国

第一節 兼好の出自

兼好について研究する場合、一応信頼のおける資料と考えられているものに『卜部氏系図』がある。それを抜萃すると、次のようになる。



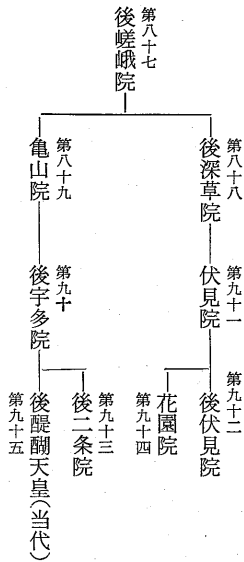
西村 順子

〔続群書類従〕第七輯下巻所収)

この記載から、兼好は神道家卜部氏の中でも吉田流の庶流の出身であり、祖父は兼名、父は兼頭、兄弟に慈遍と兼雄の二人がいたことがわかる。また、鎌田元雄氏の研究(『兼好の周辺』『文学』第三十卷十号昭和三十七年十月)により、兼好の家系が京都在住の神祇の家であり、また、知識人の家であったことが知られている。生年については、いまだ定説を見ない。太政大臣洞院公賢の日記『園太曆』によると、「北朝観応元年二月十五日六十八歳で伊賀国名張郡国見山にて死去」と伝えられ、また、『大日本史料』所引の『諸寺過去帳』のうちの「法金剛院過去帳」には、「観応元年四月八日」と見えている。以上の二説から逆算して、かつては兼好を弘安六年(一二八三)に生まれたとするのが通説であった。しかし、今日では、旧国宝目録中、福井市相生町薄金次助氏蔵の『続古今集』巻下に付された、正平六年(観応二年・一三五二)の兼好の自筆奥書が発見されたために、兼好は少なくとも観応三年までは生存していた

ことが明らかになった。この奥書を最後として彼に関する正確な資料がなくなるので、観応三年以後間もなく亡くなったものと考えられる。従って、いつまで生存したかは結局未詳であるが、年齢計算をしていく上では、「弘安六年生年」を基準にしても不自然ではない。私も兼好の年齢を述べる場合、これに従うものとする。

ここで、兼好の伝記を考える上で今日ほぼ定説となっている、風巻景次郎氏の論にふれておく。『徒然草』の研究史は、生没年ともに兼好より百年ほど後の正徹が、その著『正徹物語』に、「兼好は）久我か徳大寺かの諸大夫にてありしなり」と書きしるしたことに始まる。風巻氏は、『徒然草』および『兼好法師集』の検討から、「兼好が在俗時代、堀河家（当主は内大臣具守）の家司であった」ことを立論され、さらに堀河家と後二条天皇（母は堀河具守の女、後の西華門院）との関係から、兼好が六位の藏人として後二条朝に出仕し、六年を経て従五位に進み、左兵衛佐に任じられたであろうことなどを推論された（『家司兼好の社会圏』(二)、『国語国文の研究』昭和二十七年三月。後に『風巻景次郎全集』第八巻に収録。昭和四十六年一月桜楓社刊）。



〔群書類従〕所収『本朝皇胤紹運録』より抜萃

ここで、再び時代背景に目を向けてみる。兼好が堀河家、つまり後二条天皇の実母の里方の家司であった前後は、一般に大覚寺・持明院兩統迭立の時代と言われている。ここで、関係する皇室系図をあげておく（上段系図参照）。

この兩統迭立は、後嵯峨院崩御の時にその兆が見えたが、顕在化したのは、後宇多天皇の踐祚（文永十一年・一二七四）にあたり、後深草院の御子熈仁親王（伏見天皇）の立太子のことがあった時であり、ここに大覚寺統の後宇多天皇派と持明院統の伏見天皇との対立がはじまった。そして、さらに大覚寺統が二派に分れることになる。兼好が仕えていた堀河具守家は、大覚寺統の中でも後二条天皇派に属する家である。兼好自身自らの行く末に不安はあったと思われる。この在俗時代の家司期、兼好は京に住んでいたのが定説とされている。私もこの説に従い、以下論を進めてゆきたい。

第二節 関東下向の事実

兼好がその生涯に少なくとも二度、武州金沢の地に下向していることは諸家の認めるところであり、事実、『兼好法師集』にもその足跡が見られる。次にあげる七六番の歌がそれである。

むさしのかにかねさはといふところに、むかしすみし家の
 いたうあれたるにとまりて、月あかさ夜
 ふるさとのあさちかにはのつゆのうへにとこはくさ葉とやとる
 月かな

〔私家集大成〕「中世Ⅲ」所収昭和四十九年十一月明治書院刊。以下同じ）

これは、詞書きより兼好が金沢へ二度目か三度目に来た時の歌かと

思われる。さらに「むかしすみし家」とあることから、初度の下向において、かなりの期間滞在したことが想像される。実は、家集六七―七八の一連の歌、さらには、二四二番北条貞直家歌会、一三六番二階堂行朝勸進鹿島社奉納歌なども、関東下向期の詠と考えられている。ここで、二四二番の歌についてみてみたい。

平貞直朝臣家にてうたよみしに、旅宿の心を

ふるさとはなれぬあらしにみちたえてたひねにかへるゆめのうきはし

詞書き中の平貞直朝臣という人物は、『系図纂要』第八冊（昭和四十九年一月名著出版刊。二九二頁）によると、大仏氏民部少輔宗泰の次男陸奥守貞直のことで、北条時政の後裔であり、元弘三年五月二十二日極楽寺で討死したことがわかる。ところで、この大仏氏なる一族であるが、『姓氏家系大辞典』（昭和三十八年十一月角川書店刊。九四二―九四三頁）には、「恒武平氏北條氏流 鎌倉なる大仏（オサラギ）より起る。（中略）此の氏は鎌倉時代執権の一族として頗る勢力あり」と見え、以下、『太平記』卷三・卷六・卷十などにその名を止めていることが記されている。すなわち、大仏氏というのは、鎌倉時代関東においてかなりの勢力があった一族で、中でも貞直は武勇の士としても聞こえていたらしい。また、「大仏」の項目には、「相模国鎌倉郡長谷の大仏はオサラギと呼ばれる。もと深沢と云ひし地なれど、オキラギなる地名もありて（中略）大仏をオサラギと読むに至りしならんかと云ふ（前掲書九四二頁）」とも見え、大仏氏が「鎌倉なる大仏より起った」ことを考え合わせると、大仏氏は現在の鎌倉長谷大仏のある附近に住んでいたと思われる。兼好が在任した金沢と鎌倉とは約二里の道程であるので、容易に往復の

出来る道、従って、自然兼好との交流も可能になるわけである。ところで、二四二番の歌は、詞書きより貞直家にて催された歌会においての詠と見られる。そこで、歌人としての平貞直について調べてみると、『勅撰作者部類』（『和歌文学大辞典』昭和三十七年三月明治書院刊所収）によると、『続千載集』に一首、『続後拾遺集』に一首と、勅撰集には二首のみであるが、入集している。

以上、兼好の関東下向の事実として、『兼好法師集』中の二首を取りあげたが、これには理由がある。つまり、二首とも「ふるさと」なることばを詠み込んでいるからである。この「ふるさと」は現代語の「生まれ故郷」と同義ではなく、桐原徳重氏が論じられている（「ふるさと」の語義について―辞書・注釈書類の処置への疑問―）『常葉女子短大紀要』第一号昭和四十三年十一月）ように、それは以前に住んだ、あるいは行ったことのある昔なじみの所の意と解したい。すなわち、兼好にとつての関東の地が「ふるさと」なのであった。

第三節 兼好と関東との関係

関東下向の事実を裏付けるように、『金沢文庫古文書』の中から、兼好署名の二通の懸紙と書状の断簡などが発見されている。その懸紙には、「進上 弥名寺侍者 卜部兼好状」「謹上 称名寺侍者 卜部兼好状」（畷倉徳次郎氏著『卜部兼好』昭和四十九年三月吉川弘文館刊）による。『金沢文庫古文書』は出版されていないため、以後諸家の論文中から借用する）とあり、何れも「卜部兼好」の自署がある。おそらく「うらべのかねよし」と読ませていたものと思われるので、入道以前の書状であろう。また、これによって金沢文

庫の前身である称名寺と深い交渉があったことも推定できる。

では、兼好と関東との関係はいつごろ、どのようにしてもたれたものであろうか。

第一に考えられるのが、卜部兼名と関東との関係である。卜部氏の祖と伝えられる平麻呂が伊豆国の出身であることは周知のことであるが、兼名については、内閣文庫の『性賢比丘筆記付雑抄』中「宮内卿卜部兼隆」に次のように見えている。

一、日本紀講例 兼隆十九年曩祖・祇大副兼国於中国者姫講・於関東者吉田流之曩祖兼直之弟兼名下三着彼地二而弘之有南朝者兼満七代曩祖兼豊後醍醐天皇受之而後、祖道弘者無之矣

これによって、「吉田流の曩祖兼直の弟兼名が彼地（関東）に下着し、活躍していたことがわかる。

第二に考えられるのが、堀河家と関東との関係である。兼好が堀河家の家司であったということについては前に述べた。ところが、この具守の弟、基俊が関東に下向在任し、その地で亡くなっているのである。『尊卑分脈』によると、基俊の名の上に「亀谷」とある。これは、『日本地名大辞典』（昭和十三年一月平凡社刊。一七七六頁）によると、現在の鎌倉扇ヶ谷の古称であることがわかる。また、『鎌倉事典』（昭和五十一年五月東京堂刊。八四頁）には、この谷名が鶴岡に対する対語としてついたこと、さらに、この地区には町家が並び往還の多い所であったことなどが見えている。つまり、基俊は現在の寿福寺周辺に住居をかまえていたものと思われる。また、『公卿補任』（弘安六年）には、「正二位行大納言基具卿二男。母三木平惟忠卿女」とあり、『系図纂要』第九冊には、「弘安六年三月廿八三木上四下左中將 九月八廿三八年四月十左兵督便使别当 九年九月

二権中納言七月廿八正三 正応二年正五從二三年十一月廿七正二 四年七月廿九権大納言 元応元年四月三薨二十九 住関東」とあることから、基俊は一二六一年に生まれ、弘安六年（一二八三）に参議正四位下となり、元応元年（一二一九）に関東で権大納言正二位で亡くなっていることがわかる。おそらく亀谷の地で亡くなったのである。次章で詳しく述べるが、元応元年は兼好三十七歳で、この年以前に二度の関東下向が行なわれている。従って、兼好下向時には基俊も鎌倉に在任していたことは明らかである。つまり、兼好自身が家司であった堀河家出身の基俊の関東政界における存在は、やはり兼好の関東下向と無関係とは考えられないのである。

第二章 関東下向の時期

兼好の関東下向については、少なくとも出家の前後に各一回認められるが、その時期や目的については、今のところ不明である。しかし、帰洛の時期については、まず関靖氏が『金沢文庫古文書』の中から発見された資料により、「元弘三年（一一三三）帰洛説」を紹介された。これ以後、兼好の帰洛説についてさまざまな論が展開されることになった。関氏が提示されたその問題の資料が、次にあげる『金沢文庫古文書』第一輯「武將篇」五五四兼雄書状（以下五五四書状と略す）である。

俊如御房上洛之便、去月十一日御状、兼好帰洛之時、同十二日禪礼、各委細承候了、極楽寺長老入御御寺、日出候、又大殿卅三年御仏事、如法經以下重疊之由、承候了、懇懃之御追善、定不唐捐候敷、是にも迎当日、修小仏事了、覺守僧都為三導師、吐金玉候き、其間子細略レ之候、兼又、寺用綿並所々未

准等事、敵密致沙汰可レ申（後闕）

〔兼好の生活〕『解釈と鑑賞』昭和三十三年十二月。圈点
西村）

関氏は、五五四書状中に見られる「兼好帰洛」の句が、同じく書状中の「大殿卅三年御仏事」の営まれた年に実行されたと考え、その「大殿」なる人物を、兼好の兄掃部助倉栖兼雄が執事として仕えた、金沢貞頭の父北条頭時と推定された。従って、この書状は元弘三年の書状であるとして、「兼好元弘三年帰洛説」を立論された。

この関氏の説に反論されたのが、林瑞榮氏である。林氏は、まず五五四書状が筆蹟・文意から兼雄の書状であることは認められたが、五五四書状中の「大殿」を頭時ではなく、貞頭の祖父、つまり頭時の父にあたる北条実時であるとされた。そして、実時の亡くなったのが建治二年（一二七六）であるから、その「卅三年御仏事」は延慶元年に当たると立論され、「兼好延慶元年（一二〇八）帰洛説」を打ち出された。以下、林氏の論を追ってみたい。

林氏は、元亨三年（一二三三）の「下総国下河辺庄築地郷地頭職訴陳状案」（『金沢文庫古文書』第七輯「所務文書篇」五三二九。以下五三二九書状と略す）の断片によって、倉栖掃部助兼雄が、文保元年（一一三一）十二月以後元亨三年（一二三三）以前に死んでおり、四郎という息子が跡を継いでいる事を指摘された。このことから、兼雄によって書かれた五五四書状が元弘三年のものではありえないことを立証されたのである。今、五三二九書状中、関係する部分のみをあげておく。

件郷者、文保元年十二月七日、倉栖掃部助兼雄、自去午歳至今、今年、令沽却六ヶ年、於貳佰貫文之刻、如同日御書下者、下河辺庄

築地郷為作事料足、自明年六ヶ年沽却事所被聞食也云々。雖然
自即年被押領之間、於彼郷内連々雖歎申依不道行所令言上也、
而兼雄雖令死去、子息助四郎相繼亡父跡之上者、早被召出之、
任証文旨、為永御成敗、粗言如上件在判

〔兼好の母、兼雄の母〕兼好の家族的生活圏とその背景―
『文学』昭和三十三年十月。圈点西村）

では、五五四書状が書かれた時期はいつであろうか。これを明らかにするために、林氏は五五四書状中に見られる寺務のことが書かれている『金沢文庫古文書』第一輯「武将篇」五六七兼雄書状（以下五六七書状と略す）を取りあげ、両書状を比較された。つまり、五五四書状が不完全ではあるが、文末より寺用の綿や其の他の未進の取り立てについて、敵密に沙汰すべく手配を約束していることが推知出来ることを指摘された。そして、五五四・五六七両書状の冒頭部分の符合している点をあげ、五六七書状を予想している五五四書状は必然的に兼雄書状と認めることができ、「大殿卅三年御仏事」は「実時の三十三年忌」延慶元年（一二三〇）のことであり、しかもそれは兼好在世中なので妥当であると考え、「兼好延慶元年帰洛説」を立論された（兼好伝の一資料について―金沢文庫古文書中の一書状の再吟味―『文学』昭和三十三年一月。五五四書状はその後関氏の筆蹟鑑定により、兼雄代筆の貞頭書状であることが判明した）。

さらに、高梨みどり氏は五五四・五六七両書状の文意の検討によつて、「俊如御房御上洛」の御の字が五五四書状に抜けていること、また、五五四書状の「寺用綿並所々未進等敵密致沙汰可申」と、五六七書状の「寺用綿事……不日可進寺家之由御気色候之間」の關係

を、五六七書状で兼雄が取りついだものと考え、五五四書状を貞顯書状と立論された。ここに、前述の林氏の説は立証されたこととなる。(ただし、両書状を兼雄とした点は否定されることになった)

ところが、その後高梨みどり氏により、「兼好徳治二年帰洛説」が提示された。高梨氏は、五五四書状が「俊如御房上洛之便、去月十一日御状兼好帰洛之時、同十二日禅礼、冬委細承候了」となっていることから、貞顯在洛中のもの、さらに連結すると考えられる一六書状『金沢文庫古文書』第一輯「武將篇」一六貞顯書状。以下一六書状と略す)の差出書に「越後守 十一月十一日 称名寺長老」とあることから、貞顯在洛中の越後守就任期間のものとなる立論された。そして、十一月十一日の日附を考え合わせ、嘉元二年(一三〇四)から延慶元年(一三〇八)の間と限定され、五五四・五六七・一六・五四・五五書状と、さらにこれらを取りまく一九・三二書状の連関を調べた上で、次の点を指摘されている。

(一)五六七書状の「鶴沼四郎左衛門尉」と三二書状の「鶴沼左衛門入道」は同一人物ではなく、五六七書状の年代推定の決め手とならないこと。

(二)三二書状の「鶴沼左衛門入道」は鶴沼国景のことで、五六七、一九書状中の景広は国景の子であること。

(三)三二書状の「掃部助帰洛之便御状、昨日到来」は徳治二年六月十七日の兼雄帰洛を指すこと。

(四)五四書状は徳治二年七月廿日頃の書状であること。

そして、五五四書状は徳治二年(一三〇七)のもので、翌年「大徳卅三年忌」の用意についてふれた書状であると立論された(『金沢文庫古文書五五四書状について(下)』差出者と年代推定)『金沢

文庫研究』第九十二号昭和三十八年七月)。

ところが、中新敬氏は五五四・五六七書状が全く別の書状であるとして、両書状の関連を否定されている。中新氏の説によれば、五五四書状中の「覚守僧都」は「大殿(実時) 卅三年の小仏事」の導師であって、「徳治二年十月二十三日」越後守貞顯とともに在京していたという。しかし、多賀宗集氏によって覚守僧都は鎌倉にあってことが証明されている点、さらに五五四書状の末尾部分と一六書状の冒頭部分に対応が見られないことの二点から、中新氏は五五四・一六書状は全く別個のものとして、高梨氏の説に反論されている(『金沢文庫古文書五五四書状の年次について—高梨みどり氏説への反論—』『金沢文庫研究』第九十八号昭和三十九年二月)。つまり、五五四書状の年次については未だその解決をみず、従って、兼好帰洛の年も未詳といえる。

ところで、岩橋小弥太氏発見の『大徳寺古文書』により、兼好が正和二年(一二三三)九月、六条有忠から山科小野庄の水田一町を買ったことと、その讓状に「兼好御房」の署名が見えるところから、これ以前に出家していることが知られる。また、安良岡康作氏は、『兼好法師集』三四番の詞書き「世をそむかんとおもひたちしころ、秋のゆふくれに」から、正安二年の秋頃出家し、その後、修学院次いで横河に隠棲したと推定されている(兼好の遁世生活とつれづれ草の成立)『文学』昭和三十三年九月)。また、風巻氏は、「家司兼好の社会圏」の中で、後宇多院崩御による遁世は考えられないと指摘され、後二条院崩御(一三〇八)までは出家していなかったことを立証された。

ここで、前述の「兼好帰洛説」と考え合わせてみる時、兼好は

「徳治二年（一二三〇）前後に帰洛し、その後まもなく出家したと考えられるのである。

二度目の関東下向は、『兼好法師集』の歌の解釈から、兼好三十代の頃と考えられている。今、その傍証となった七〇・七一の歌をあけておく。

あつまへまかり侍しに、清閑寺にたちよみて、道我僧都に
あひて、秋はかへりまてくへきよし申侍しかは、そうつ
かきりしるいのちなりせはめぐりあはん秋ともせめてちきりを
かまし

返し

行くすゑのいのちをしらぬわかれこそ秋ともちきるたのみなり
けれ

道我僧都は藤原（日野）俊業の曾孫、権律師聖誉の子で兼好の歌友である（『徒然草事典』『兼好法師自撰家集』補註有精堂昭和五十二年七月。一〇〇頁）。つまり、兼好は再度の関東下向に際して、歌友である清閑寺の道我僧都に会い、「秋は帰りまうで来べき由」を話した。この道我僧都は元応二年（一二三〇）四月撰進の『続千載集』に、

長谷寺より室戸へまうで侍りけるに山路に日暮れて鐘の声
聞え侍りければ

今ぞきく夕こえくれてはつせ山檜原の奥の入相のかね

（『国歌大系』第六卷所収昭和三年十月国民図書株式会社刊）
という歌が見えており、この時は「法印道我」という作者名で記されている。従って、これは兼好三十代（続千載集）の命が下ったのが一三二八年頃、この時兼好三十六歳の）ことではなければならぬ

い。このように考えると、いつとは確定できないが（立証資料なし）、三十代に二度目の関東下向をしていると考えられるのである。つまり、この時はすでに出家の身であったことは前述のとおりである。この再度の下向の折の歌と思われるものを二首（七三・七五番）あげてみる。

あつまにて、やとのあたりよりふしの山のいとちかう見ゆ
れは

都にておもひやられしふしのねをのきはの岳にいてゝみるかな

こよろきのいそといふところにて、月を見て

こよろきのいそよりとをくひくしほにうかへる月はおきにい
にけり

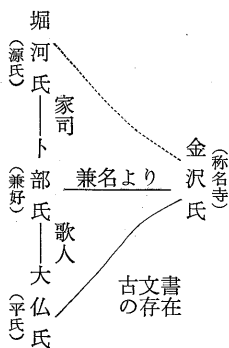
因みに、七五番の歌の「こよろき」なる地名は、『文学遺跡辞典』
「詩歌編」（昭和四十三年五月東京堂刊。一六五頁）には、「小余綾
神奈川県（相模国）小田原市国府津から東へ大磯にかけての海岸、
藤・千鳥・松で名高い」と見え、『万葉集』にも「余呂伎能波麻（よろぎのなま）」
として風光明媚であったことが見られるとある。また、前二首とも
「見学」、「来遊」の趣が感じられる。そして、同歌集中には、木曾
路を通った折の歌（五一番）が見えており、関東下向の折の行きか
帰りに詠んだと考えられている。いずれにしても、再度の関東下向
は、兼好が三十代、そして、その旅は気楽な来遊であったと思われる。

ま と め

以上述べてきたように、兼好の関東下向に関しては、その時期や
動機というものははっきりわからず、推論の域を脱しえない。しか

し、兼好が関東、特に金沢の地と密接な関係をもっていたことは、今までの考察からも明らかである。兼好にとつての一生生活圏としての関東を考えた場合、まず、卜部氏と金沢氏（称名寺）との関連が兼好の祖父兼名の時代から認められることは、すでに述べたところである。また、卜部氏と堀河氏との関連は、兼好自身、堀河家の家司であった事実（これも又兼頭の跡を継いだらしい）が物語っており、堀河基俊（具守の弟）の関東政界における存在が、兼好の関東下向に關係があることも、前に考証した。また、卜部氏（特に兼好自身）は、関東での実力者大仏氏と、歌人としての結びつきが認められる。さらにこの大仏氏と金沢氏との関連（特に親しい間柄であったらしい）は、関氏が金沢文庫には大仏貞直の書状を三通も伝えている事実を指摘されている（「兼好の生活」『解釈と鑑賞』昭和三十三年十二月）ことから首肯される。

以上のことから、関東における交友関係を想定してみると、次のようになる。



つまり、関東政界実力者の金沢氏と、歴代執権を出す大仏氏との関連が、「金沢文庫古文書」によって結ばれていることを思うと、自然、金沢氏と、やはり関東の政界人（基俊）をもつ堀河氏との関連

が浮かび上がってくる。この問題については、すでに林氏が「兼好生活圏研究の一資料」『文学』昭和三十六年十月）で指摘されている。すなわち、林氏は『金沢文庫古文書』中、「為堀河前内府表白文」なる一文書（『金沢文庫古文書』第八輯「仏事篇上」六一三五号文書。以下表白文と略す）が存在していることに注目され、堀河氏と金沢氏との交渉の可能性を示唆する資料として取り上げていられる。表白文は長いので省略するが、簡単に林氏の説を追ってみる。

この表白文は、表題と奥書の「堀河前内府」は堀河具守で、この「具守三十五日の法要」が、正和五年（一三一六）二月二十四日、京都岩藏で行なわれていることを示している。そして、（一）表白文の体裁は小冊子であるが、岩藏の法会で読まれた原表白文は一枚紙の体裁であること、（二）この表白文は、原法会関係者以外のための起草者による「うづし」であること、を想定され、特徴として正和五年（一三一六）の日附のものが、六年後元亨二年（一三二二）金沢の法会に転用されていることを指摘され、この表白文の起草者が兼好であったと考えられている。そして、転用の機会が他ならぬ称名寺二代の長老と呼ばれた明忍房剣阿であったと想定されている。確かに金沢氏と大仏氏は同じ平氏、北条氏の一門なので関連があるのが当然といえよう。それに比べて、堀河氏は村上源氏である。しかし、すでに考察したように、堀河基俊が関東在住の公卿の筆頭であったことを考えるとやはり、無関係という方が不自然なように思われる。残念なことに、堀河氏と金沢氏との関連を証明する資料は、今のところこの表白文だけである。しかし、この関係を立証する資料に欠けるとはいえ、兼好は、堀河氏・金沢氏、さらに大仏氏といった交友関係をもっている。従って二度の関東下向というものは、

兼好にとって大きな意味をもつといえよう。

兼好と関東とは、かなり密接な関係があるといえる。『徒然草』が兼好の長い間の体験に即した随筆であることを考え合わせると、自然、関東の見聞がその作品の中に現われて来よう。関東下向の『徒然草』に及ぼした影響については、稿を改めて論じてみたい。

〔付記〕本稿は、昭和五十三年度卒業論文として提出した「兼好伝―二度の関東下向と『徒然草』に見られる一影響―」のうちの、第二章「兼好と東国」第三章「関東下向の時期」を中心にまとめたものである。